

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

(税・配送料込み)

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び 入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和7年 (2025年) **2** 月 **10**日(月)

No. 16319 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般社団法人 発明 推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虚ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001 [電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト https://www.jiii.or.jp

目 次

☆主要判決紹介・解説 [知財高裁] [上] …… (1)

主要判決紹介・解説

≪知的財産高等裁判所≫

特許権侵害行為差止等請求控訴事件

(一審では公然実施発明に基づく新規性欠如で無効とされたが、控訴審で主張した 訂正の再抗弁が認められ、特許権者逆転勝訴(訂正後の特許有効))[上](全2回)

- 令和5年(ネ)第10010号【機能水】< 東海林裁判長>、原審・大阪地方裁判所令和3年(ワ)第4920号、令和6年2月27日判決言渡-

【本判決の要旨、若干の考察】

- 1. 訂正後の特許請求の範囲(請求項3。下線(1か所)は訂正した部分。訂正前は「重量平均分子量 500~50000」であった。)
 - 『 A 多価アミン及び/又はその塩を機能成分として含有し、水、多価アミン、多価アミンの塩の総 含有量が95重量%以上である機能水であって、
 - B 前記多価アミンが、下記式(3')

【化3】

オフィス、官公庁の中心街、霞が関にゆったりとした会議室があります。

